

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年10月15日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「（仮称）中丸子II街区住宅開発計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

## 1 指定開発行為者

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号  
独立行政法人都市再生機構 神奈川地域支社  
地域支社長 盛 重晴

## 2 指定開発行為の名称及び種類

### （1）名称

（仮称）中丸子II街区住宅開発計画

### （2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）  
高層建築物の新設（第1種行為）  
住宅団地の新設（第2種行為）  
大規模建築物の新設（第1種行為）

## 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区中丸子字新宿耕地13-8他

## 4 指定開発行為の目的及び内容

### （1）目的

共同住宅の建設及び公共施設の整備

### （2）内容

ア 開発区域面積：約33,420㎡

（住宅部分：約24,200㎡、公共施設部分：約9,220㎡）

#### イ 住宅部分

全体計画戸数：978戸

全体計画人口：2,934人

街 区 区 分	II - 1 街区	II - 2 街区	II - 3 街区	II - 4 街区	II - 5 街区
計 画 敷 地 面 積	約 11,700 ㎡	約 3,600 ㎡	約 4,900 ㎡	約 1,400 ㎡	約 2,600 ㎡
主 要 用 途	住宅・ 生活支援施設	住宅・ 生活支援施設	住宅	代替地	住宅・ 生活支援施設
主 要 構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	-	鉄筋コンクリート造

延床面積	約 88,000 m <sup>2</sup>	約 7,900 m <sup>2</sup>	約 9,700 m <sup>2</sup>	-	約 4,000 m <sup>2</sup>
容積率	500%	210%	200%	-	160%
建築面積	約 2,900 m <sup>2</sup>	約 1,600 m <sup>2</sup>	約 2,100 m <sup>2</sup>	-	約 900 m <sup>2</sup>
建ぺい率	24%	44%	43%	-	35%
建物規模 (建物高さ)	地上 47 階 地下 1 階 (約 160m)	地上 12 階 (約 38m)	地上 12 階 (約 38m)	-	地上 6 階 (約 19m)
計画戸数	690 戸	104 戸	138 戸	-	46 戸
計画人口	2,070 人	312 人	414 人	-	138 人
駐車場台数	500 台	63 台	88 台	-	28 台
駐輪場台数	1,459 台	209 台	278 台	-	98 台

#### ウ 公共施設部分

(ア) 公園：3,030 m<sup>2</sup>

(イ) 道路：6,190 m<sup>2</sup>

公共施設については、隣接事業と共同整備する計画。

#### 5 指定開発行為の施行期間

平成 17 年 1 月～平成 20 年 2 月

#### 6 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

##### (1) 期間

平成 16 年 10 月 15 日(金)から平成 16 年 11 月 15 日(月)まで

##### (2) 場所

川崎市：幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所及び本庁（環境局環境評価室）

横浜市：港北区役所、保土ヶ谷区役所、神奈川区役所及び横浜市役所（環境保全局環境影響審査課）

大田区：田園調布特別出張所、嶺町特別出張所、矢口特別出張所、蒲田西特別出張所及び大田区役所（環境保全課環境対策係）

世田谷区：世田谷区役所（環境総合対策室環境課環境指導係）

##### (3) 時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

（横浜市は午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

（世田谷区は午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで）

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。